

ロイズタウン駅エリア賑わい創出事業業務委託特記仕様書

本仕様書は、当別町（以下「委託者」という。）が実施するロイズタウン駅エリア賑わい創出事業業務委託に関して必要な事項を定めるとともに、受託者が実施しなければならない事項を定める。

1 委託業務名

ロイズタウン駅エリア賑わい創出事業業務委託

2 業務目的

当別町では、札幌市に隣接している太美市街地や交流人口の増加が見込まれる北欧の風道の駅とうべつ周辺の観光客の増加に伴う受け入れ態勢の整備、これに対応する地元企業等の生産体制の強化にあわせて、公民連携により『JRロイズタウン駅』（以下、「駅」という。）が、令和4年3月に開業した。

この駅周辺は、第6次総合計画にて『新しいまちの顔』と位置づけており、周辺の北欧の風道の駅とうべつや、（株）ロイズコンフェクト・ロイズタウン工場などの観光施設との連携や新技術の活用により都市部の人を呼び込み、都市機能の充実（民間投資）などを通じ、持続可能なまちづくりを目指す地域である。

この実現に向け、新技術の実証として自動運転バスにより、ロイズタウン駅周辺の観光施設を繋ぐとともに、駅前広場を活用したイベントの開催を通じ、『新しいまちの顔』であるJRロイズタウン駅周辺に人を呼び込み、賑わいを創出することを目的とする。

3 業務の期間

契約締結の日～令和6年3月20日

4 業務の内容

委託業務の内容は以下のとおりとする。

① 業務の準備検討

道路管理者・警察・地元協議、現地確認、道路使用許可の取得等業務実施にあたっての準備検討を行う。

② ルート調整・3DMAP作成

地域の交通拠点となるロイズタウン駅を中心に、概ね2km程度の地域内に存在する商業施設を結ぶルートの基本とし、交通、道路状況を考慮しルートの調整及び、自動運転に必要な3DMAPの作成を行う。

③ レベル3実証運行

実証運行は、自動運転システムを搭載した車両を使用し、「自動走行システムに関する行動実証実験のためのガイドライン」（警察庁）に即し実施する。

実施時期は7月中、実施日数は20日程度を見込む。

④ 実証運行による分析

実証運行で得られた技術的な成果、課題について取りまとめ、分析・検討を行い成果報告書にまとめる。

⑤ 地域公共交通啓発促進を目的としたイベント開催

当別ふれあいバスを含めた地域公共交通の啓発促進を目的としたイベントを開催する。実施時期は7月中とする。

⑥ その他関連業務

車両事故等に備え、自動車損害賠償責任保険及び賠償能力が確保された任意保険に加入するなど、適切な賠償能力を確保すること。

また、本事業と同時、または別に当該エリアの賑わいづくりに寄与する事業案があれば提案すること。

5 成果報告

各種整理資料	一式
電子データ	一式(CD-R)

6 受託者の責務

(1) 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(2) 受託者は、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合はこの限りではない。また、再委託に関するすべての責任は受託者が負わなければならない。

7 疑義

本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者とが協議のうえ、受託者は委託者の指示に従い業務を遂行するものとする。

8 資料管理

本業務において委託者から貸与される資料等について、受託者は資料等の重要性を認識し、資料等の破損、滅失及び盗難等事故のないように取扱い、使用後は速やかに返却するものとする。

9 成果品検査

受託者は本業務完了後、委託者の検査を受けるものとし、委託者から本業務に適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行うものとする。